

大伴家持「教諭史生尾張少昨歌」の構想

吉村 誠

The conception of "Manyou-Shu Vol.20 No 4106~4109 written by Otomo Yakamochi

MAKOTO Yoshimura

(Received September 29, 2006)

一 はじめに

越中に国司として赴任した大伴家持は、下僚尾張少昨の浮気行為を教諭した歌を作っている。「教諭史生尾張少昨歌」と題詞に記されたこの歌は、次の「先妻不待夫君之喚使自来時作」と続けて、詠歌対象が他に類例を見ない特異な歌である。

史生尾張少昨を教へ諭す歌一首并短歌

七出例に云はく、

但、一條を犯さば、即ち出だすべし。七出なくして輒く
棄つる者は、徒一年半。

三不去に云はく、

七出を犯すと雖も棄つべくあらず。違ふ者は杖一百。唯

奸を犯したると悪疾とは棄つること得。

兩妻例に云はく、

妻有りて更に娶る者は徒一年。女家は杖一百にして離て。

詔書に云はく、

義夫節婦を愍み賜ふ。

謹みて案ふるに、先の件の數條は、法を建つる基にし

て、道を化ふる源なり。然れば則ち、義夫の道は、情存

して別無く、一家財を同じくす。豈に舊きを忘れ新しき

を愛しふる志あらめや。所以に數行の歌を綴り作り、舊

きを棄つる惑ひを悔いしむ。其の詞に云はく、

大汝 少彦名の 神代より 言ひ継ぎけらく 父母を見れば

貴く 妻子見れば かなしくめぐし うつせみの 世のことわ

りと かくさまに 言ひけるものを 世の人の 立つる言立て

ちさの花 咲ける盛りに はしきよし その妻の子と 朝夕あさゆふに
 笑みみ笑まらずも うち嘆き 語りけまくは とこしへに かく
 しもあらめや 天地の 神言寄せて 春花の 盛りもあらむと
 待たしけむ 時の盛りぞ 離れ居て 嘆かず妹が いつしかも
 使の来むと 待たすらむ 心寂しく 南風吹き 雪消溢りて
 射水川いみづかは 流る水沫みなわの 寄る辺なみ 左夫流さぶるその子に 紐の緒の
 いつがり合ひて にほ鳥の ふたり並び居 奈具なごの海の 奥を
 深めて さどはせる 君が心の すべもすべなき 佐夫流と言ふ
 は、遊行女婦の字なり (巻一八・四一〇六)

反歌三首

あをによし奈良にある妹が高々たかたかに待つらむ心しかにはあらじか
 (同・四一〇七)

里人に見る目恥づかし左夫流子にさどはす君が宮出後姿みやでしりかり

(同・四一〇八)

紅くれなゐはうつろふものぞ 椽つるはみのなれにし衣きぬになほしかめやも

(同・四一〇九)

題詞から少昨の浮気に対して教諭したと理解されるこの歌は従来さまざまに論じられてきたが、それでもなお少昨の行動を醜聞化し教諭の対象として主題化した家持の作歌意図や歌の性格そのものへの疑問が払拭しきれずに残る。それらの疑問をさらに細かく見るならば、以下の諸点になる。

- (1) 浮気の社会通念と家持の視点。
- (2) 国司として教諭の意味。
- (3) 家持の個人的な恋愛に対する態度。

(4) 教諭歌ということの意味。

(1) から(3) までは少昨事件に対する疑問である。特に(1)は、一夫多妻制が原則として存在する当時であって、何故少昨の行動が「教諭」の対象となるのかという疑問である。(4)は歌という媒体でこの特殊な事件を見ることへの疑問である。共同性の高い歌という媒体で少昨の個人的醜聞を取り上げる家持の意図や意味である。

(2) については、伊藤博氏は『萬葉集釋注九(1998・5)』において、『類従三代格』天平十六年十月十四日の勅『勅すらく、此季、国司多く所部の女子を娶りて妻妾と為す。自今以後、悉く皆禁断せしめよ。国隔越すと雖も、輒ち娶ること得ず』を紹介され、「少昨のような事件は、当時よくあったことで、大まかに見られてはいたらしい。だが、禁令は各国の国守のもとでは生きており、越中国守家持も、この禁令のもとに一群を詠じたものと覚しい。」と指摘されている。

また(3)としては、家持自身は妻大嬢への思慕があり、本妻を顧みない少昨の態度は感情的にも許し難いものがあつたという鈴木武晴氏の指摘がある。^(注1)また川口常孝氏も「良吏として青春からの訣別」という視点から論じられている。^(注2)

もちろんこれらの論は、家持歌といういわば作品を通して、その直接的な動機的一端を探るといふ過程の中で考察されたものである。素材を作品化する中で事実を再構成し、歌という作品に仕上げていった家持の創作過程を考えると、虚構という考え方が顕れてくる。この虚構という考えに先鞭をつけられたのが金井清一氏である。^(注3)それ以降、当該歌を論じるにあたっては、「教諭」の実効性を疑い、文学作品としての視点から見るのが常識になってきている。針原氏は

「教諭」という歌の主題の実効性への疑問から虚構性を論じられ、「諭す」という作歌意図では同様のものが見られる。「諭族歌（巻20・四四六五〜七）」と同様の性格を見出しておられる。^{（注4）}

最近では伊藤博氏は「少昨自身も知らない虚構であつて、都へのみやげ歌」という見方（前掲『万葉集釋注九』）と虚構説をさらに強められ、一方でそれに反対する金井清一氏の再論が提出されてお^{（注5）}り、序文にある律令条文の「おおげさ」であるという評価や少昨の妻の来越とその騒動の虚偽といった様々な視点から論じられてきている。

尾張少昨にまつわる一連の事件の評価や歌の実効性の検証は、今更水掛け論に終わるのである。それよりも重要なことは「虚構性」の見解の基本として家持作品の性格を詳細に検討することである。山上憶良の「令反或情歌（巻五・八〇〇）」の態度を模範としたことは、厳密に見ると民衆対象の憶良と特定の個人の行為を対象とした家持の態度とは相違はあるが、歌句などから見てその影響は否定出来ない。佐藤隆氏に文学化という観点からの指摘があるが、^{（注6）}それを踏まえても「文学作品」に仕上げていった家持の作歌態度を更に検討する必要がある。

そこで本論では、家持が作品化するに至る中で、その背景となる（1）への疑問に検討を加え、（4）を中心に、この作品内部にある家持の視点を探り、虚構性の観点となつてゐる作品の特徴を再論してみた。

二 少昨の浮気の意味

この歌を考えていく上で、尾張少昨の妻妾問題が一夫多妻制の当

時にあつて何故教諭の対象となるのかという実態が一番の疑問となる。これには家持の観点と社会的観点の二通りが考えられるが、社会的な妾のあり方について、最初に考えてみる。

長歌の中で家持は左夫流児を「流る水沫の 寄る辺なみ」サブ（落ち着かない）と序で形容している。単なる序詞的な修辭というよりも、遊行女婦への見方を示したものである。この語は以前に遊行女婦への同情の語であると考えたことがあるが、^{（注7）}定住しない浮浪人としての蔑視の意味が入つてゐるように思われる。律令官人としての家持が、「令反或情歌（巻五・八〇〇）」に示される浮浪人に対する山上憶良と同じ観点であるとするならば、定住しない浮浪人は、一方で家持出席の宴に遊行女婦が存在してゐながらも、一般良民とは異なつた賤民視をしてゐたと考えなければならぬ。

そして少昨と左夫流児との婚姻関係が社会的認知を受けていない形態であるとするならば、都の正妻に対する少昨の態度が、儒教的な婚姻関係とは著しく逸脱したものととして家持の目には写つたであろう。

妾について考える基本は、当時の根本概念であつた儒教倫理であろう。『礼記』には、夫婦の礼が記されている。妻妾の関係を明示してゐるものはないが、以下の記述が参考になる。

禮は夫婦を謹しむに始まる。（中略）

夫婦の禮は、唯七十に及びて、同じく藏して間無し。故に妾は老ゆと雖も、年未だ五十に滿たざれば、必ず五日の御に與る。將に御せんとするには、齊し、漱澣し、慎み衣服し、櫛り、縦、笄し、角し、髦を拂ひ、纓を衿び、屨に基す。婢妾と雖も、衣服、飲食、必らず長者に後る。妻在らざれば、妾御、敢へて夕に當たる莫し。（内則第一二）

これらの妾の行動規定は、正妻の夫への礼が主題であるが、秩序を持った行動が述べられており、都の正妻に対する著しい非礼を少昨が行っている判断基準ともなりうることを示している。

戸令二七に、

凡そ先づ奸して、後に娶きて妻妾と為らば、赦に会ふと雖も、

猶し離て。(先に情交して後に結婚して妻妾としたならば、奸摘みが赦に会って免ぜられても離婚せよ)

とあり、岩波思想大系『律令』の「妻妾」に対する解説には、

妻妾 中国の家族法では、妻と妾は明確に区別されており、

「妾とは、閨房の伴侶として娶られ、日常生活の上では家族の一員たる地位を認められながら、宗という理念的な秩序のうちには地位を与えられていない女性をいう。

妻が婚礼をもって聘せられるのに対して、妾は売買に通ずるものとして觀念されていた。ただ妾もそれなりに制度的に認められた一種の家族身分である点では、秘密の

情交関係、即ち姦とは区別されていた。

とある。前述の『礼記』においても妾における宗家の喪や師弟に対する礼が述べられており、家との関係では地位の低い存在として妾が記載されている。先にも確認したように現在の戸令は養老令ではあるが、大宝令にも同様の条文があったことは十分に推定され、少昨の行為は戸令二七にも違反しかねないものになるう。

このことから考えると、妾は社会的認知はあるものの、娶るにあたっては本妻や社会に対する礼をとる行動が必要であり、少昨の場合、本妻に対する礼を欠いた態度が問題となったのであろう。

遊行女婦の社会的觀念を更に追求しなければ不明な点が多いが、

賤民であるかどうかはともかくとして、妻妾の一般的通念から来る妻への礼を欠いた態度が問題視されたと思われる。

三 序文の意味

題詞冒頭の「教諭」という語は『礼記』などに散見され(文王世子第八、学記第十八)、儒教における徳の教化に用いられる用語であり、家持が少昨の不徳教化の意味に用いていることは認められる。「諭」は後のことではあるが、大伴古慈悲が連座した事件に関わつて大伴の氏族意識を高揚した歌の題詞にも家持は用いており(「諭族歌(巻二〇・四四六五〜七)」、同様の意味を見出すことが出来る。本題ではないのでここでは詳しくは論じないが、「諭族歌」においても、一族の中での家持の立場を考慮して、その実効性へ疑問を投げかけている小野寛氏の論が実態を見通していると思われる。

序文の内容は言うまでもなく儒教倫理に基づいた夫婦間の倫理を説いており、社会秩序の根源を再認識させる所にねらいがある。それは「義夫、節婦」も同様であり、家持がどの詔書を引用しているのかは不明であるが、続日本紀には「孝子、順孫、義夫、節婦は、其の門閭に表し」という文が定型文のように和銅元年以来十三箇所に示されており、そのうちこの歌の詠まれる天平感宝元年五月十二日までに九例を数える。またこの歌の直後の二十七日の記事にもあり、戸令(一七)にも見える言葉である。

儒教的教化は家持自身もまとめているように、社会秩序(法)の根元としてとらえられている。しかし、この序文において特異にうつるのは、法令の条文をそのまま掲げている点である。教諭としての体裁を示すものとして、具体的な令文を出していると理解される

が万葉集中他に例がない。金井清一氏は掲載の理由を律令の条文をよく知らない尾張少昨に対してのものと説明されているが、少昨も律令官人の一人であつてみれば、律令の条文を知らなかつたはずはない。大宝律令の施行は、『続日本紀』大宝元年八月八日に「明法博士を六道（西海道を除く）に遣し、新令を講ぜしむ。」とあり、諸国で説明会まで開かれ、広く頒布されたことがわかる。また官人が法令の条文を認知していたことは、越前掾となつて赴任していつた大伴池主がこの六ヶ月後の閏十一月十二日に越前から家持に送つた書簡中（卷一八・四二〇序文）にも法律用語が認められ、少昨とは地位が少し異なるが、律令の条文が官人に知られていた例証とならう。

令文の掲載理由は、国司としての「教諭」という体裁にする意味があつたことは当然であるが、令文を構成する序文自身が綿密な意図を持った構成になっていることに注意しなければならぬ。

「七出」については、諸注釈書が等しく掲げるように現存の「養老令」と同文である。「戸令一八 七出条」には、

凡そ、妻棄てむことは、七出の状有るべし。一には子無き。二には淫泆。三には舅姑に事へず。四には口舌。五には盜竊。六には妬忌。七には悪疾。皆夫手書して棄てよ。尊属、近親と同じく署せよ。若し書解らずは、指を画いて記とすることを為よ。

とある。

また三不去については、その続きに

妻、棄つる状有りと雖も、三の去てざるごと有り。一には舅姑の喪持くるに経たる。二には娶いし時に賤しくして後に貴き。三には受けし所有りて帰す所無き。即ち義絶、淫泆、悪疾犯せ

らば、此の令に拘れず。

とある。しかし養老令はこの「教諭尾張少昨歌」の詠まれた天平感宝元年当時はまだ施行されていない。養老令の施行は、続日本紀、天平勝宝九歳（八月天平宝字元年改元）五月二十日に記事に

丁卯、大納言從二位藤原朝臣仲麻呂を以て紫微内相と爲す。從三位藤原朝臣永手を中納言と爲す。詔して曰く、「朕、周礼を覽るに、將・相、道を殊にし、政に文武有り。臣も亦然るべしといふ。是を以て、新令の外に、別に紫微内相一人を置きて、内外の諸の兵事を掌らしむ。其の官位、祿賜、職分、雜物は、皆大臣に准へよ。」とのたまふ。また勅して曰はく、「頃年、選人格に依りて階を結ぶ。人人、位高くして、任官に便あらず。今より以後、新しき令に依るべし。去ぬる養老年中に朕が外祖故太政大臣、勅を奉けたまはりて律令を刊脩せり。所司に告げて、早に施行せしむべし。」とのたまふ。

とある新令がこれにあたり、家持の作歌年代である天平感宝元年はまだ大宝令であつたことがわかる。（古くに中田薫氏が指摘し、坂本太郎氏は、藤原不比等の権勢欲のために撰述。薨去とともに遅延したということと、養老二年には完成していなかつたとその事情を説明している。）

一方で大宝律令の施行は、続日本紀に、

明法博士を六道（西海道を除く）に遣し、新令を講ぜしむ。（大宝元年八月八日）

とあり、諸国で説明会まで開かれ、広く頒布されたことがわかる。

大宝令は「六出」であり「悪疾」がなかつたらしい（同解説）。また「戸婚律四〇逸文（古記）」には、

妻七出及義絶之状無くして之を出ださば徒一年。七出犯すと雖

も三不去有りて之を出ださば杖八十。追ひ還りて復さしむ。もし悪疾及び姦を犯さば此の律を用いず。

とあり、徒一年半と異なる。「両妻例」は現存の「養老令」には見えない。そこで滝川政次郎氏は、唐律であることを指摘され、以下これに従う論が多い。しかし、家持の揭示した令文には「例」と記されており、改訂令文であると解釈出来る。

坂本太郎氏は、この「例」を律令の不備不便を補正するためのものとする中田薫氏や、施行規則を定めた式のようなものと考え、虎尾俊哉氏の論考を踏まえて、唐令に近づけた養老律令が実施の運びにならないので、唐風化推進のために一部実施を企図して部分改正を定めたのが「例」であったとされる。

誠 井上光貞氏は、坂本太郎氏の論を受けて、律令の施行は、

(1) 単行法として小出しに施行されていた。

(2) 必要に応じて修正(「例」)

と解説されている。とすると、家持の掲げた一連の「例」は、いつ出されたのかは厳密には不明であるが、改則として通達のあったものと解釈出来、条文は記録・保持されて、官人はその都度目に触れていたであろう。そこで家持は確認の意味で当然少昨も熟知しているはずの令部分は省略して、通達を喚起する意味で律部分だけを強調して記載したと思われる。

しかしここで注意しなければならないのは、序文において「三不去」に「例」字がないことである。「三不去」は、養老令や唐令を見る限りでは、「七出」とともにあるので、本来は「七出三不去例」としてあったものを家持が序文記載時に二段落に分けたものと考えられる。現存すべての写本の該当箇所は「三不去」で改行が加えられている。家持筆による体裁がどのようなものであったかは現存本

から一概に推定することは出来ないが、「三不去」の後に「例」字のないことは確実であり、原本の体裁が二段落に分けられていた可能性は高い。とするならば、ここに家持の意図を汲み取ることが出来る。二段落に分けた家持の行為は、文学的な意図による家持の記載意図を読み取ることが出来るからである。

七出は離婚できる条件である。離婚条件は少昨の妻には該当せず身勝手な離婚は許されないことを説く。次の三不去は離婚出来ない条件である。一般には少昨の都の妻に対しての条件として、七出の条文の続きであるところえられているが、段落に分けたのは越中の左夫流児に対するものであることを示してはいないか。後述するよう左夫流児は遊行女婦であり、家持は社会的地位の低いものという見方をしている。とすると、養老令の参照ではあるが三不去の条文の中の「二には娶いし時に賤しくして後に貴き。」というものに該当して来るであろう。史生という地位は官人としては低いながらも、多くの下級官僚にあってはある程度の地位であるし、中西進氏が説かれるように経済的にも副収入の多い役職としての通念があったであろう。少昨の妻になるということは賤しい遊行女婦から地位と収入の安定した身分になるということであり、今度は少昨は左夫流児とは離婚出来ないということになる。都の妻とは離婚条件がなく、越中の同棲者とはまた離婚条件がそぐわなければ重婚ということになる。そこで家持は両妻例を持ち出して少昨にとどめを刺すという構成になっていることが伺われる。

都の本妻に対する七出違反、越中の左夫流児に対する三不去違反、その結果、重婚という両妻違反を二段落で構成して、権威ある詔書の引用で「教諭」の重みを引き出すという構成がこの序文であると見ることが出来る。とするとここに読者への視点が内在していると

考えられ、「教諭」を作品化するという目的で作られた性格のあることを考えなければならぬ。

四 家持歌の性格と歌作態度

長歌は、父母妻子への慈愛の道理と貧困時代の苦勞を共にした妻を省みない少昨への批判。越中で浮氣をする少昨の態度への家持の呆れ嘆く様子を述べた三段落の構成になっている。

長歌の冒頭である「父母を見れば貴く」以下の表現は、すでに指摘されているように山上憶良の「令反或情歌（巻五・八〇〇）」に見える歌句と全く同じであり、憶良の言葉借りてきたようなものであるが、その道理の説明が憶良とは大きく異なる。それは「大汝少彦名の 神代より 言ひ継ぎけらく」という悠久性を説き起す句から始めていることである。「神代」という時代より言い継ぐという表現は他例が多くあるが、二神を掲げて道理の起源を意味する表現はない。「大汝 少彦名の」の二神は国土創造神という性格のものであり、歌詠対象とする自然物を作り出した神として一般に描かれているからである。

大汝少彦名のいましけむ志都の石屋は幾代経にけむ（巻三・三五五）

大汝 少彦名の 神こそば 名付けそめけめ 名のみを 名見
山と負ひて（後略）（巻六・九六三）

大汝少御神の作らしし妹背の山を見らくしよしも（巻七・一二四七）

大汝少彦名は、記紀風土記に見られるように国造りの神としての性格を持ち、従ってこれらの例のように自然物造営の神として描か

れるというのが一般的である。そうした神々の名前を掲げて、その時代とすることは家持の創作であり、憶良が同じ内容を「ことわり」と言つて普遍的な観念で形容したことよりも社会的に具体化させる印象を与えている。そして「父母を見れば貴く」以下の表現は、この道理の提示によつて読み手に不遇時代に語らつた本妻との関係に理があり、越中での行為を背徳として思わせる効果を持っている。それは以下に続く左夫流児との行動の具体的描写によりいっそう引き立たせる効果をもたらしている。

「南風吹き雪消溢りて」というのは「左夫流」を引き出す序になっていると同時に、都で夫の喚使をひたすら待つ妻が下向する季節になつてきたことを暗示するものである。また都の本妻のひたむきな行動と少昨の越中での行為を対比させることにより、少昨の行動への批判性をさらに強めている描き方になっている。

「いつがり合ひて」という語は、万葉集中他に一例ある。

豊国の香春は我家紐児にいつがり居れば香春は我家（巻九・一七六七）

紐児とあるので、家持の使用例と同じく紐でつながるとか結ばれるという語感があるのであろう。この歌の題詞には「抜氣大首任筑紫時娶豊前國娘子紐兒作歌」とあり、他に二首続いている。地方の娘と結婚した時の歌であると見ることが出来るが、或いは遊行女婦を得た時の歌とも受け取ることが出来る。この歌に見える「いつがる」は紐のように固くつながっていることを強調したものであり、同じ言葉を少昨に適用すると、都の妻がありながら越中で別の女とつながっていることが強く受け取れる表現になる。また「にほ鳥のふたり並び居」は通常仲のよい男女に使われる語句であるが、前提としている道理の文脈で読むと皮肉になる。また「奥」という語

は「思いを深める」と一般に解釈されているが、「将来を深く思つて」という意味も含まれている。

海の底奥を深めて我が思へる君には逢はむ年は経ぬとも（巻四・六七六）

近江の海沖つ島山奥まへて我が思ふ妹が言の繁けく（巻一一・二七二八）

海の底奥を深めて生ふる藻のもと今こそ恋はずべき（同・二七八一）

「奥」が使われている例であるが、いずれも「将来」の意味で用いられていて、仮の浮気ではない本気の恋愛であることを強調している内容となっている。とすると、ここでも少昨にとっては真剣な恋愛であることを示そうとした家持の意図が認められ、それが逆に都の妻へのきわめて無責任な少昨の態度が強調される印象を持つ。

そして家持の少昨への批判的態度が顕著に示される語としてあるのが最後の「さどはせる」という語であろう。この言葉は万葉集中にも次の反歌にある二例のみであり、家持しか用いていない。しかも反歌は「見る目恥ずかし」の後に続いたものである。ここには少昨の行動への非難的態度ばかりでなく外聞の悪さといった社会性を基準とした非難も含まれており、それが「すべもすべなき」と結ぶことによつて突き放した揶揄へとつながっている。

また反歌の二首目の「宮出後姿」も、初二句と連動して少昨の姿を滑稽化して言ったものである。わかりにくい言い方であるが、諸注の解釈のように「宮出」は国府へ出勤すること。「後振」は尻を振りながら行くことであろう。それを「里人に笑われている」のが恥ずかしいと家持は言う。おそらく左夫流児と一夜を過ごした少昨が威儀を正して出勤する様子を見た里人の嘲笑（事実かどうかはと

もかくとして）を家持は皮肉を込めて言ったものである。そして二日後の歌が続いている。

先妻不待夫君之喚使自来時作歌一首
左夫流子が齋きし殿に鈴懸けぬ駅馬下れり里もどろに（同・四一一〇）

同月十七日大伴宿祢家持作之

論を待つまでもなく騒動になった様子を描いているものである。「齋きし殿」という少昨の行為をやや大げさに言っている表現効果とだしぬけにやって来たことを印象付ける「鈴懸けぬ駅馬」との対比の結果、「里もどろに」なったということに少昨個人だけではなく、周囲も巻き込んだ騒動を想像させ、それが反歌二首目と連動することによつて少昨の愚行の甚だしさを助長していると読み取ることの出来るものである。加えて題詞に「先妻」と表記されているのは、「左夫流児」を今の妻と言つて大騒ぎになることを予想させる演出が込められていると見られることにも注意する必要がある。

また最初の長歌が十五日の製作になり、この歌が二日後というところで「出来すぎている」という見方から「ウソ」とか「説話化」という論が出ているが、「二日」の問題は伝馬の発遣とする金井清一氏の再論でほぼ納得出来るのではないかと思われる。

ここで長歌も含めて、少昨の行動が常に先妻に対する家持の同情を伴いながら儒教的な不道徳性で描かれていることに注意しなければならぬ。

儒教精神が基盤となつているという見方は、佐野あつ子氏に指摘がある。^{（注15）}佐野氏は「文芸作品」であるという見方を前提として、劉向の『列女伝』との関係を説きながら、「礼の基本である男女の秩序を教育する教訓」であるとす。しかし問題なのは、氏も指摘さ

れているようにこの家持「教諭」歌が文学作品であるという視点と儒教の倫理性で「教諭」する対象が少昨と「妻」との関係であることである。ここには単に家持の基準とする道徳性だけではない「文学作品」を成立させる別の要素を考えなければならぬ。そこには『詩経』や『玉台新詠』などに見られる「棄婦怨」という中国文学の主題を見出すことが出来るからである。

山口博氏は、左夫流児の描き方に詩経『關雎』の影響と「棄婦怨」の主題性のあることを早く指摘されている。^(注14)しかし『關雎』との関係は、左夫流児との関係に表れており、儒家的解釈を家持も持っていたとするならば、佐野あつ子氏の指摘があるように『關雎』の描く男女関係の理想は文脈上逆説的な位置になってしまい、表現上の類同性ではなく、意味的な皮肉と戯虐性をもたらすことが目的として背後に存在すると見なければならぬ。そういった意味で『關雎』の思想が背景にあるというよりも山口氏のもう一つの指摘である棄婦の主題化が重要な問題であろう。「心さびしく」の語句には、詩経に端を発する棄婦怨の詩の流れを見ることが出来るからである。

我を 慍ふ能はず。反つて我を以て讎と為す。

既に我が徳を阻し、賈の用つて售られざるがごとし。

昔育 恐育鞠し、爾と顛覆せんとす。

既に生じ既に育して、予を毒に比す。

我に旨蓄有り。亦以て冬を御ぐ。

爾の新昏を宴んで、我を以て窮を御ぐ。

詩経の「谷風」の一節である。豊かになった今、貧困時代に苦楽を共にした夫が新妻を迎えて自分を省みないことへの怨みを述べたものである。毛詩序には、

谷風は、夫婦の道を失ふを刺るなり。衛人其の上に化し、新昏

に淫して、其の舊室を棄つ。夫婦離絶し、國俗傷敗す。とある。ここで注目すべき点は、毛詩序にある「夫婦離絶し、國俗傷敗す。」という解釈である。家持もこの毛詩序に従った解釈でこの部分を見ていたとすると、都の本妻への同情というだけでなく、国俗（社会秩序）が乱れるという目で見えていたということになる。この谷風と同様に棄婦怨の主題で並び称されるものに「衛風・氓」がある。

三歳婦と為り、室を勞とする靡し。

夙に興き夜に寐ね、朝有ること靡し。

言に既に遂げたり。暴に至る。

兄弟知らず。啞として其れ笑ふ。

靜かに言に之を思ひ、躬自ら悼む。

爾と偕に老いんとして、老いて我をして怨ましむ。

淇には則ち岸あり。隰には則ち泮有り。

總角の宴、言笑、晏晏たり。

信誓旦旦たり。其の反せんことを思はざりき。

反せんことを思はざりき。亦己んぬる哉。

結婚して三年。家庭に尽くして来たのに夫は暴力をふるい、周りの者はただ見ているだけ。夫と共に老いるまでと思っていたのに若い時には思いもしなかった離婚の危機という意味になる。毛詩序は、

氓は、時と刺るなり。宣公の時、禮義消亡し、淫風大に行はる。男女別無く、遂に相奔誘す。華落ち色衰るれば、復た相棄背す。或は乃ち困りて自ら其の妃耦を喪ふを悔ゆ。故に其の事を序して以て風す。正に反るを美し、淫泆を刺るなり。

とあり、反歌の三首目と対応した形になっている。詩経にはこの他

婦徳や夫婦の徳を主題とした詩が多くあり、いずれも夫人の立場での嘆きや怨みを主題としたものであるが、毛詩などの儒家的解釈により「夫婦の徳」という観点から説かれている。

棄婦を主題としたものでは他に曹植の「棄婦篇」（『玉台新詠』）も中国文学の中に見出すことが出来るが、これは子がなかったために離縁される婦人の歎きを歌ったものであり、夫の浮気や愛情の変化による怨みが主題ではないので、家持歌とは直接の関係は持たないであろう。

しかし上の例のように詩経における棄婦の描かれ方は、貧困の時代の夫人の努力と、その努力が夫の心変わりや浮気によって報われない怨みを訴えるという形になっている。家持の歌は、特に長歌の二段落目のように貧困時代を耐えながらも少々の浮気によって報われることない本妻への同情的視点が中心的に描かれており、ここに家持が棄婦怨の主題を念頭に置いて歌を構成したことが伺われる。

このように見てくると少々の騒動の実態はともかくとして、この歌は詩経に端を発する棄婦怨の主題を基本として毛詩的解釈による儒教倫理で「教諭」という内容に仕立て上げられた文学作品としての位置を持っているということになる。

従って、作歌目的は「教諭」という実態を備えておらず、また家持の国司としての儒教倫理に基づいた「教諭」というわけでもないことを見抜かなければならないであろう。家持の興味の中心は棄婦怨という文学的主题にあり、第三者的立場から棄てられた妻への同情と棄てた夫への批判を儒教的色彩の中で描いたものであると考えられるからである。

五 まとめ

この歌は素材の実態とそれを主題とした文学作品の形成という視点でとらえると様々な示唆を投げかけている歌である。実態として存在したであろう少々の浮気事件に対して、家持が中国文学にある棄婦怨の主題を持ち込んで歌作品へと展開したことを基本として様々な要素を分析出来るからである。そして棄婦怨の背後にある儒教的解釈を実態としての浮気に適用し、社会的な道徳と律令という法にてらして「教諭」するという体裁に仕立て上げたというのがこの歌の形成過程ではないか。従って序文においても文学作品としての体裁になっていることが確認出来たのである。もちろんそこには家持が国司であり、下僚少昨に対する人的管理への意識も働いている。しかしそれら国司としての役割や、儒教道徳による「教諭」という要素は湧出した付随的要素に過ぎず、それ自身を作歌目的として見るのではなく、歌作品として生成された家持の文学活動の結果であるという見方が必要であろう。

補注

- 注1 鈴木武晴「史生尾張少昨を教へ諭す歌―歌詠の形成とその意義」『都留文科大学研究紀要』45巻 96年10月
- 注2 川口常孝「北陸の自然と人生」『大伴家持』76年11月 桜楓社。

注3 金井清一「教諭史生尾張少昨歌の説話志向性」『論集上代文学』

第八冊 77年11月 笠間書院

- 注4 針原孝之「二つの諭す歌」『家持歌の形成と創造』04年6月
6 おうふう（原発表93年11月）
- 注5 金井清一「史生尾張少昨を教へ諭す歌」『万葉の歌人と作品
第八卷 大伴家持（二）』02年5月 和泉書院
- 注6 佐藤隆「大伴家持の教諭歌―『尾張少昨の教へ諭す歌』歌群
を中心に―」『大伴家持作品研究』00年5月 おうふう
- 注7 拙論「相聞歌の行方」『大伴家持と奈良朝和歌』01年9月
おうふう
- 注8 小野寛「『諭族歌』と家持」『大伴家持研究』80年3月 笠間
書院。
- 注9 岩波日本思想体系「律令」解説 76年12月
- 注10 滝川政次郎「万葉集に見える戸婚律逸文」『万葉律令考』74
年9月 東京堂出版
- 注11 坂本太郎「大宝令養老令異同二題」『坂本太郎著作集 第七
卷 律令制度』88年3月 吉川弘文館（初出『国史学』68年
3月 71年10月補訂）
- 注12 井上光貞 先掲 岩波日本思想体系「律令」解説
- 注13 佐野あつ子「家持と義夫の道―史生尾張少昨に教え諭す歌の
意義―」『大伴家持研究第四号 國學院大學大学院大伴家持
研究会』04年3月
- 注14 山口博「越の平康里」『王朝歌壇の研究』93年3月 桜楓社